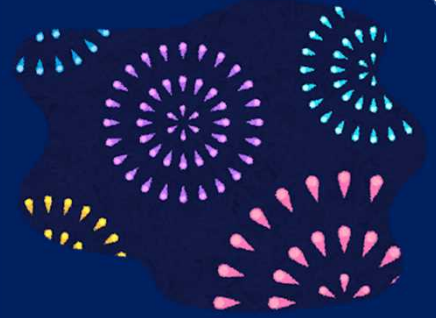


リーがるかわら版

第18号



公式マスコットキャラクター
「リーがるー」

〈発行日〉2021年9月1日

〈発行〉公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート福岡支部

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-2-23 (司法書士会館内)

電話 092-738-1666

成年後見制度施行20周年記念シンポジウム基調講演 「任意後見制度と民事信託の連携～民事信託から見た組み合わせの 在り方を考える～」を視聴して

1. はじめに

オンデマンドで配信された成年後見制度施行20周年記念シンポジウム「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託」より、司法書士大貫正男先生の基調講演2「任意後見制度と民事信託の連携～民事信託から見た組み合わせの在り方を考える～」を視聴しました。新しい視野を獲得する良い経験となりましたので、講演の内容を簡単にお伝えしたいと思います。

2. 信託とは

成年後見制度との連携を考える際に、信託の起源を知るとはとても重要なことです。信託の起源は、戦争のために海外に出兵する兵士が、国に残る家族のために自己が所有する土地の管理を信頼できる親族や友人に託し、得た利益を家族に給付したことから始まります。つまり、民事信託の原点はビジネスではなく家族への愛情から発生したものです。一方、成年後見制度の理念は「ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人の保護の調和」で、財産の管理だけではなく本人の生活の支援をも目的としています。2つの制度、特に福祉型信託と成年後見制度には親和性が認められます。互いの制度は、制度内で人々のニーズに応えることができる部分とできない部分が明確であり、連携することが可能であるとのことでした。

3. 事例検討

2つの制度を組み合わせる事例検討では、受託者を誰にするか、その選択が重要であるとの説明がなされました。たとえば、親族が受託者に適しているケースでは、委託者となる親族と受託者となる親族との間に信頼関係があるだけでは不十分であり、信託財産の管理や事務処理を正確に行える、信託法に定められた受託者の義務を果たすことができる信認関係を築けるかが重要であるとのことでした。

(裏面に続く)

リーガルサポートふくおか
ホームページはこちら!!



リーガルサポートふくおか

検索

(QRコードからもアクセス可能です! ↑)

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>



(表面より続く)

4. 民事信託の現状と問題点

民事信託を組成する人のうち、司法書士が占める割合は73%であるとのデータが紹介されました。これは弁護士が8%に留まるという点から考えても司法書士が携わっている割合が驚異的な数字だと言えます。しかし、実務上は、遺留分は回避できるとする信託法・民法を無視した主張の組み立てや、成年後見制度等のほかの制度との連携を無視した組み立てが見られ、欠陥のある信託契約書が少なくないとのことです。成年後見制度は後見人の担い手として司法書士や弁護士、社会福祉士等層が厚いですが、一方、信託は未だ担い手の層が薄く、「健全な民事信託」が組成できているかという点に疑問が生じます。

民事信託の当事者は信託の知識がほとんどない一般の方が多く、専門家の言葉を信じやすいという点も問題として挙げられていました。信託の実務を行うのは受託者であり、司法書士ではありません。司法書士は信託のメインの役割を担うことができないため、信託に関しては「民事信託業務」ではなく「民事信託支援業務」としてあたることが望ましいとのことです。しかし、信託の知識がない故に専門職にすべてを任せたまま話が進むことも多く、受託者に信託業務に関する説明が十分伝わらないことも考えられるため、法律顧問のような長期間のサポートを行うことが求められると述べられていました。

5. 最後に

本講演の中で非常に印象に残ったのは、民事信託と成年後見制度は互いに補い合うべきものであるという点でした。成年後見制度では実現できないことを民事信託では実現することができるのではなく、どちらか一つの制度ではカバーできない部分を補い合い、連携することが、現在の人々のニーズの多様化に応えることができるというものです。

リーガルサポート会員として成年後見制度の理念に沿う行動をすることは当然のことですが、一つの制度に拘ることなく民事信託といった他の制度との連携を考えることは、成年後見制度の可能性が広がることでもあると気づかされました。

リーガルサポートしっかりやっています！

例年、当法人では会員が常に研鑽を積めるよう、1年を通して研修受講の機会を提供し続けています。しかし、昨今のコロナ禍の状況において、なかなか集合研修の開催が難しいという問題に直面しておりました。

そこで、新たにオンデマンド研修システムを導入し、会員がいつでも研修を受講できる体制を短期間で整えました。もちろんレポート提出機能も備えています。

専門職後見人としての質の担保は最低限の要請ととらえ、日々個々の会員が努力をしているのです。(-`д-')ｷｯ



1:35 / 3:40



○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

- ・相談専用電話 092-738-7050
- ・月曜日～金曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込）です。》

- ・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666
- ・毎週水曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）
- ・場所 福岡県司法書士会館内相談室

